

(様式)

所管課室名	医務課	整理番号
処分の種類	准看護師養成所の教育内容等について必要な指示	4-6-28
根拠法令等・条項	保健師助産師看護師学校養成所指定規則第9条	
処分の概要	准看護師養成所の教育内容等について必要な指示	
処分基準	<p>1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則第5条に合致しない場合。 (昭和26年文部省・厚生省令第1号)</p> <p>2 「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」中、准看護師養成所の運営に関する指導要領に合致しない場合。 (平成13年健政発5)</p> <p>3 「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」中、准看護師養成所の運営に関する手引きに合致しない場合。 (平成13年看1)</p>	
基準の制定根拠	保健師助産師看護師法第22条第2項「准看護師養成所の指定」	